

岡崎市内の工場立地法 届出企業のみなさま

平成26年
4月1日～



工業専用・工業・準工業地域の緑地率等を**緩和**しました!!

緩和 工業専用・工業地域		緩和 準工業地域	
緑地面積率	:20% 5%	緑地面積率	:20%→ 10%
環境施設面積率	:25% 10%	環境施設面積率	:25% 15%

調整区域及び都市計画区域外は**現状維持**
(緑地面積率:20%,環境施設面積率:25%)

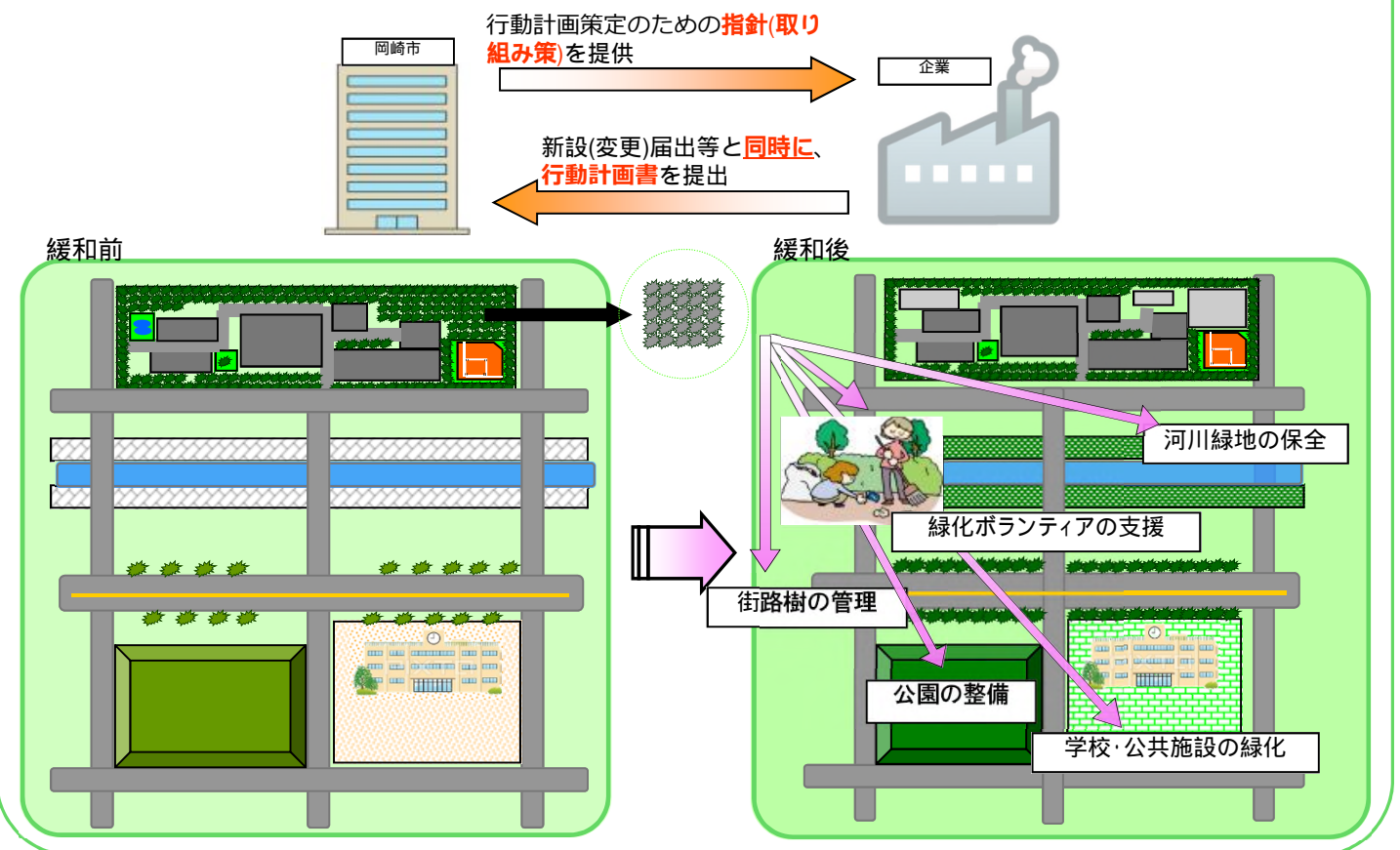
緑地面積:樹木が生育する区画された土地等
(樹木地、低木地、芝生地、花壇等)

環境施設面積:環境施設は緑地を含みます。
緑地及び緑地以外の環境施設(噴水、広場、
屋外運動場等)で基準を満たしてください。

制度の内容

～『**行動計画書**』の提出が必要となります～

上記の地域は緑地率等が緩和されますが、産業振興と環境保全の調和の観点から、緑化の推進に寄与する行動計画を企業が作成し、岡崎市への提出をお願いしています。行動計画の作成にあたっては、地域の周辺環境と調和するよう取り組みに関する**指針**があります。



岡崎市 経済振興部 商工労政課 ものづくり支援係

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

TEL : 0564-23-6287

MAIL: shoko@city.okazaki.lg.jp

届出の手引き(詳細版)や届出書はWebで

岡崎市 工場立地法

検索